

## 経済政策に係わる要望

わが国経済は、緩やかながらも回復基調が続いているが、米中貿易摩擦や中国景気の減速、イギリスのEU離脱の行方など世界経済の不透明感が強まっている。九州経済においても輸出産業への影響が懸念される。一方で、海外からのインバウンド需要は拡大が続く見込みであり、特に今年のラグビーワールドカップ2019やそれに続く2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催など、日本・九州が注目される好機となる。この好機を的確に捉え、地域資源を最大限に活用し、九州が一丸となって地方創生の取り組みを加速し、あわせて昨今の大規模自然災害からの創造的復興を実現していかなければならない。

また、人手不足、事業承継、第4次産業革命などのビジネス環境の急速な変化、本年10月に予定されている消費税率引上げに伴う軽減税率・価格転嫁、及び、キャッシュレス化への対応などの中小企業が抱える諸課題に対して、商工会議所の経営支援ノウハウやネットワークを活かした伴走型の支援を提供し、地域の中小企業の成長・発展を強力に後押ししていく必要がある。

かかる観点から、九州・沖縄78商工会議所で構成する九州商工会議所連合会は、以下の事項の実現を強く要望する。

### I. 中小企業・小規模事業者の活力強化

#### 1. 人手不足への対応・支援策の拡充

(1) 中小企業の人材採用・確保への支援策の拡充（経済産業省・厚生労働省・文部科学省・法務省）

少子高齢化により地方の中小企業等の労働者確保が厳しさを増している。中小企業は人材採用への意欲が高い一方、学生は大企業志向が強く、ミスマッチが生じている。インターンシップの受け入れ企業への支援など、中小企業の魅力を伝える取り組みを推進されたい。

また、即戦力となる人材へのニーズに対応すべく、OB人材など専門知識や技能を有する人材と中小企業のマッチング機能の強化に努められたい。

(2) 労働力人口の確保に向けた環境整備（多様な人材が活躍できる環境の整備）（経済産業省・厚生労働省・法務省）

人材不足の解消には、女性や高齢者、障がい者など多様な人材が活躍できる就労環境の整備が必要である。このため待機児童解消等の施策を着実に実施するとともに、働きやすい職場環境整備に取り組む企業へのインセンティブ付与など支援措置を講じられたい。さらに、地方への定住促進のためのUIJターンの推進を強化されたい。

### **(3) 外国人材の受け入れ環境の整備（経済産業省・厚生労働省・法務省）**

企業の成長発展を促進させるための1つの戦略として、海外展開、訪日外国人の増加に対応した観光振興などが考えられる中、外国人材に対する期待と関心がこれまでに高まっている。外国人材については出入国管理法の改正により本年4月より新たな在留資格が創設されるなど受入環境が整備されつつある。特定技能を含む外国人の就労が、大都市圏など特定の地域に集中するのではなく、地方へなされるよう配慮されたい。また地方企業においては、外国人労働者を初めて雇用する企業も多く存在することから、外国人雇用に際して必要となる対策の周知や助言といった相談機能の強化・拡充を講じられたい。さらに外国人留学生が引き続き日本で就労できるよう、在留資格制度の見直しや中小企業とのマッチングなど、採用・定着にかかる施策を促進されたい。

### **(4) リカレント教育等の人材育成支援の充実（経済産業省）**

イノベーションによるビジネス環境の変化に対応する人材育成、技能向上のために、離職者・在職者に対する技能訓練の実施への支援、教育施設への社会人受け入れ体制の一層の整備や、リカレント教育の推進について強化されたい。

## **2. 働き方改革関連法への対応・支援策の拡充（経済産業省・厚生労働省）**

「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務」、「同一労働同一賃金」等を盛り込んだ「働き方改革関連法」が、本年4月より順次施行が開始された。同法の成立にあたり、「時間外労働の上限規制」、「同一労働同一賃金」については、中小企業への施行が1年後ろ倒しにされたものの、中小企業・小規模事業所においては、法律の内容および施行時期について認知度に課題があることから、法律の更なる周知を推進されたい。

また、各企業における法律への対応・準備の促進に向け、窓口相談や専門家派遣など働き方改革推進支援センターや各県労働局が実施する支援策を積極的かつきめ細かく実施されたい。

さらに、先行する大企業の働き方改革の推進により下請けにあたる中小企業・小規模事業者にしわ寄せが生じないように、下請け中小企業対策に注力されたい。

## **3. AI・IoT等の導入・活用に対する支援拡充**

### **(1) AI、IoT等の導入による生産性向上への支援策の拡充（経済産業省・財務省）**

地域・中小企業の最大の経営課題である「人手不足」を解消し、またグローバル化に伴う世界的な競争下においては、中小・小規模企業であってもAIやIoT等の活用による生産性向上の必要性、有効性は高いと考えられる。しかしながら、中小・小規模企業においては、AIやIoT等の効果の不透明さがその導入の足かせとなっている現状がある。ついては、中小・小規模企業におけるAI、IoT等の導入に際しての適切な情報提供や、導入に係る支援策の継続的な実施を講じられたい。

## **(2) 中小企業のキャッシュレス決済の普及促進・導入支援（経済産業省・財務省）**

キャッシュレス決済の導入は、店舗の省力化や経理業務の効率化による生産性向上のみならず、消費者の利便性向上、さらにはデータの利活用による効果的なマーケティング、インバウンド需要の取り込みに大いに期待できる。

中小企業・小規模事業者への普及に向け、事業負担と感ずる決済手数料および決済端末代の負担軽減、そして売掛金の入金までのタイムラグの短期化など推進されたい。キャッシュレス決済の利便性の啓発、事業者へのITリテラシーの向上、およびIT支援人材の育成など図られたい。また、IT導入補助金の継続、拡充により、引き続き中小企業・小規模事業者のIT化を推進されたい。

## **4. 成長分野参入・新事業展開への支援**

### **(1) 新分野進出や新製品・サービス開発の後押し（経済産業省・内閣府）**

新分野への進出や新製品・サービスの開発は中小企業を価格競争から脱却させるだけでなく、革新的な技術やイノベーションの端緒となり、わが国の産業力の底上げに寄与するものである。「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の継続的な予算措置のほか、新分野進出や新製品・サービス開発に係る助成制度・金融支援の拡充、成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革を図られたい。

### **(2) 小規模事業者の販路拡大・開拓支援の継続（経済産業省）**

小規模事業者が販路開拓に取り組むにあたっては、知名度も低く、経営資源も不足していることから、販路開拓のルートは限られている。「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者の販路開拓・拡大や持続的な経営改善支援策として極めて有用であることから、予算を拡充し継続的に実施されたい。

### **(3) 海外販路拡大に向けた取り組み（経済産業省）**

中小企業の輸出促進に向け、海外への販路開拓に向けた商談機会を確保するための、国内展示会・商談会への海外バイヤーの招聘や、海外展示会・見本市への出展支援など、販路開拓の支援を強化されたい。

特に、広域経済連携協定による貿易手続きの統一化・簡素化、投資ルールの透明性・明確性の確保は、これまで海外展開に二の足を踏んでいた中小企業が海外市場を開拓していく上での後押しになることから、中小企業の活用促進に向けた啓発活動を推進されたい。

### **(4) 中小企業金融対策の拡充（経済産業省・金融庁）**

依然として厳しい経営環境にある中小企業が苦境に陥ることがないように、円滑かつ安定的な資金供給が図られるよう講じられたい。特に、原材料・エネルギーコスト高の影響を受けている企業等に対して、万全な資金繰り対策を講じられたい。

また、小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、小規模事業者の多様な事業展開を支える上で重要性を増していること

から、融資金額・融資期間・据置期間の拡充措置の恒久化や従業員基準の緩和など、事業者のニーズに沿った制度拡充を図りたい。

## **5. 中小企業・小規模事業者の基盤強化・事業環境整備**

**(1) 消費税率引き上げ並びに消費税軽減税率制度への対応、及び適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を含めた検討**（経済産業省・財務省・消費者庁）

消費税の税率引き上げ並びに軽減税率導入にあたっては、中小企業・小規模事業者が円滑に対応できるよう各商工会議所において相談体制を整えているところである。国においても、全事業者が混乱なく税率引き上げへの対応および軽減税率制度の導入ができるよう、引き続き、事業者の準備を促す丁寧かつ分かりやすい徹底的な広報など具体的な策を講じられたい。

また、インボイス制度は、すべての事業者に経理・納税方法の変更を強いるものであると同時に、全国で500万を超える免税事業者が取引から排除される恐れがあり、中小企業にとって過大な負担となり得る制度である。免税事業者を含め、中小企業の実態を十分に調査・検証し、廃止を含め検討されたい。

**(2) 消費税・原材料価格等の円滑な価格転嫁実現**（経済産業省・財務省・公正取引委員会・消費者庁）

再度の消費税率引上げにあたって、対消費者取引や規模の小さな事業者ほど価格転嫁が困難な実態があるため、引き続き、国民に対する徹底した広報や、転嫁拒否の取り締まりの推進等の消費税転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を継続されたい。

また、原材料や電気代、人件費の上昇分に係る価格転嫁についても、企業間の適正な取引を確保するため、下請法の一層の厳格な運用を図られたい。

**(3) 競争力強化のための法人課税の軽減**（経済産業省・財務省）

法人税率引き下げの代替財源として法人事業税の外形標準課税を中小企業へ拡大することは、雇用や賃金の抑制につながるもので断固反対である。また、事業所税についても、中小企業と地域経済の成長を阻害するもので、廃止すべきである。

**(4) 小規模な商業施設等の耐震・老朽化対策の推進**（経済産業省・国土交通省）

安全性の確保から、不特定多数の方や避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものに対し、改正耐震改修促進法への対応が義務化され、必要な診断・改修に対する補助制度が整備されているが、小規模な商業施設やオフィスにとっても、耐震・老朽化対策は喫緊の課題となっている。安全性の面だけでなく、中小企業が事業を継続し、地域経済を支えていくうえで、営業拠点は重要なことから、耐震・老朽化対策に必要な改修等に対し、補助制度を整備されたい。

## (5) 大規模災害により被災した中小企業・小規模事業者に対する支援体制の強化 (経済産業省)

### ①中小企業等グループ補助金の継続的な財政支援措置並びに運用の拡大

平成28年熊本地震からの復旧・復興にあたり、「グループ補助金」を活用した復旧整備事業の実施は、地域経済の復興にとって極めて有効な施策であり、事業の再開・復興を目指す事業者にとって大きな期待となった。しかし、建設にあたる事業者の人材不足やインフラ復旧の遅れ等の理由から、申請できていない事業者や採択されたものの事業実施に至っていない事業者も数多く見られる。令和元年度予算については閣議決定がなされているが、その後についても継続的な財政支援措置を講じて頂きたい。

また、現状の「中小企業等グループ補助金」は、「激甚災害指定基準」を満たす災害で「激甚災害」として指定された災害（以下「本激」）が適用要件となっている。一昨年の九州北部豪雨災害は局地的な災害との判断で「局地激甚災害」の指定となり「中小企業等グループ補助金」は適用外となった。しかしながら、近年発生する大規模自然災害は過去に経験のない甚大な被害をもたらし、今後も台風災害や局地的なゲリラ豪雨災害が予想される中、過疎地域に点在する中小企業にとっては、グループ補助金は重要なセーフティネットとなる。

については、地方創生の観点から、「局地激甚災害指定基準」を満たし、過疎のような地域的な特殊性を加味する必要がある場合は、経済産業大臣の判断により、本激基準とみなし、グループ補助金の適用について運用対象を拡大されたい。

### ②事業再開に関する補助制度の創設

人口減少や少子高齢化による労働人口の減少が急速に進んでいる過疎地域においては、いったん大規模自然災害により被災すると、地域全体の復旧・復興は困難である。その中で事業を営む中小・小規模事業者は、産業集積や中心市街地活性化が進まず、極めて脆弱な経営基盤であるものの、地域経済を支え、地域の雇用を守り、地域の存続に欠かすことのできない重要な一翼を担っている。

このような状況において、過疎地域をこれ以上過疎化させないために、被災した商工業者に対する事業の継続・再開のための、施設・設備の復旧・復興等に対する補助金制度の創設を検討されたい。

## 6. 創業・第二創業や事業承継等の支援

### (1) 創業の促進 (経済産業省)

#### ①創業・第二創業促進に資する準備段階から軌道に乗るまでの段階に応じた支援

創業希望者の課題は、専門知識やノウハウの習得、資金調達、販路開拓、人材確保など多岐にわたっている。「創業・第二創業促進補助金」の継続・拡充とともに、商工会議所を拠点に、創業スクールの開催、マーケティングや事業計画作成などに係る専門家派遣、創業資金の斡旋など、創業準備段階から事業が軌道に乗るまで段階に応じたきめ細かな支援を安定的に継続して講じられたい。

## ②創業時の負担軽減のための必要な手続きのワンストップ化及び創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化

創業時の行政手続きの手間を減らし、商品・サービス開発や販路開拓などの本業に専念できるよう、創業時に必要な各種手続きのワンストップ化を図られたい。

また、創業間もない中小法人の経営基盤を強化し、拡大・発展を後押しするため、創業後5年間に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を図られたい。

## ③創業希望者を増やすための初等教育段階からの起業家教育や起業マインド醸成の取り組み

わが国の創業を増やすには、創業者を支援する施策に加え、創業希望者を増やす取り組みが重要である。ついては、創業することを将来の職業選択の一つとして考えられるようにするための、初等教育段階からの起業家教育や起業マインド醸成に取り組まれない。

### (2) 事業承継・事業引継ぎの機能強化（経済産業省・財務省）

雇用や技術、優れたノウハウを継承し、産業と地域の活力を維持するためにも、円滑な事業承継・事業引継ぎへの対応が不可欠である。事業承継に対する早期対策の重要性への気付きと計画的な承継準備の促進並びに具体的課題への支援のため、プッシュ型事業承継支援高度化事業及び事業引継ぎ支援センター等、支援体制の一層の拡充・高度化を図られたい。

## 7. 小規模事業者に対する支援体制の抜本的強化

### (1) 商工会議所等を中核とした支援体制の整備（経済産業省）

「小規模支援法」において、商工会議所等が中核となって、他の機関と連携し、小規模事業者の支援を行うことが明記されている。商工会議所等による巡回を中心とした経営指導は、経営実態に通じる経営指導員が、専門家や国・行政等支援策の活用など全体のコーディネートを図りながら、小規模事業者の事業継続や経営力向上を支援している。また、地域活性化につながる面的支援も行い、その果たすべき役割と事業者からの期待は一段と大きくなっている。

本年度は、自治体と連携し地域課題に対応する経営発達支援計画を策定した場合には、協議会の設置や企画運営に要する経費が上乗せされ補助されることが導入予定であるが、その後についても経営改善普及事業予算の十分かつ安定的な予算確保に加え、「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営計画策定や販路開拓支援事業に対する継続的な支援を講じられたい。

### (2) 中小企業支援の拠点である商工会館の老朽化等に対する、助成金支援（経済産業省）

平成28年熊本地震では、被災事業者の支援において、被災事業者への訪問や特別相談窓口の設置による相談対応など、商工会議所の果たした役割は大きなものであったが、その活動拠点となる商工会館等の施設が使用できなければ、その役割を十分に果たすことはできなかった。商工業者の支援拠点として、平時はもちろんのこと災害発生時にも重要な役割を担う商工会館等について、その機能を遺憾なく発揮するため

に、施設の老朽化等に伴う修繕・移転等に必要な費用に対し助成されたい。

## II 地方創生への取り組み ～九州の資源を活用した産業の創出・活性化等～

### 1. 地域への波及効果の高い観光の振興

(1) 「インバウンド」と「国内観光」の両輪による観光振興の促進（国土交通省・観光庁）

#### ① 空港の連携・ネットワーク強化、空港・主要駅等と二次交通の拠点整備並びに二次交通の充実に向けた取り組みへの支援

インバウンドのさらなる拡大を図るには、受け入れ容量がある地方空港の利用促進や航空ネットワークの連携・充実などにより観光客の受入機能の強化が必要である。具体的には、地方空港の運用時間の拡大、拠点空港と地方空港との機能分担やネットワーク強化などの推進を図られたい。また、九州内の各空港の有機的な連携と活用を図るべく、複数の空港とその間を結ぶ鉄道等が広域で連携して外国人観光客を誘致する取り組みを促す方策の実行や、着陸料の軽減などについて検討されたい。

また、地域において観光振興を図るには、観光資源へのアクセスの改善や周辺地域との連携が不可欠である。主要駅や空港など、周辺地域への二次交通の拠点整備ならびに、事業者や自治体が二次交通の充実に向けた取り組みを行う際に支援されたい。

#### ② ゴールデンルートから地方への人の流れの創出（国土交通省・観光庁）

観光を地方創生につなげていくためには、首都圏やゴールデンルートに集中している旅行者を全国各地に分散・拡大していくことが必要である。2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、わが国に国際的な注目が集まることを活かし、政府においても国・市場別に現地旅行会社やメディアなど関係機関に対して、日本各地の固有の魅力を効果的かつ確実に伝えるプロモーションを一層強化されたい。

#### ③ 離島観光ルート形成によるPR強化（観光庁）

平成5年にユネスコ世界自然遺産に登録された屋久島をはじめ、九州には魅力的な離島が数多く存在している。九州の強みでもある離島観光について、九州一体となった取り組みを推進できるよう「広域観光周遊ルート」の追加募集を実施されたい。また、国内外への積極的なPRを推進されたい。

### (2) 熊本地震後の観光回復のための持続的な財政支援（観光庁）

平成28年熊本地震で被災した熊本県阿蘇地域の一部では、未だ交通インフラの復旧が進んでおらず、旅行者回復の遅れが懸念されているため、地震後に出された「阿蘇（中部・南部）応援ツアー」のような新たな宿泊旅行応援事業の継続措置を講じていただきたい。

### (3) 外国人観光客受け入れ促進のための環境整備（経済産業省・観光庁）

外国人旅行者の増加に対応すべく、利便性が高く快適な観光環境の提供が求められる。公共交通機関や行先案内など各種案内標識やレンタカーのカーナビなど地域における多言語対応の推進や、行政施設・公共空間・大型商業施設での無料Wi-Fi環境の整備・拡充、および受け入れ環境整備のための事業者への支援策の拡充を図りたい。

また、小規模事業者や地方での免税店の拡大を推進するとともに、欧米系の旅行者はクレジットカード、中国人旅行者はスマートフォンでの決済が主流であるため、キャッシュレス決済など多様な決済手段導入への支援を推進されたい。

このほか、観光消費拡大のため、各地固有の資源を活かした特産品・観光商品の開発を促進するほか、ゴルフ場利用税や入湯税について消費税同様の外国人観光客対象の免税制度創設について検討されたい。

### (4) 観光振興を推進するための規制緩和・制度見直し（国土交通省・観光庁・法務省）

#### ① 空港・港湾における出入国手続きの迅速化・円滑化

外国人旅行者の移動の快適性と滞在時間有効活用ためにも、C I Qの人員体制や施設を強化し、空港・港湾での出入国手続きの迅速化・円滑化を図りたい。また、大型クルーズ船についても、航行中の船内で入国審査手続きを完了する海外臨船審査の拡大を図りたい。

#### ② 中国人などに対する訪日ビザ発給要件の緩和

アジア諸国など日本への旅行者増加が見込まれる国々、特に中国に対し、ビザ発給要件の緩和や免除を進められたい。特に、東北6県・沖縄と同様に、九州に対する中国人観光客の数次ビザ発給について検討されたい。

### (5) 九州の文化・歴史資産の世界遺産への登録・推薦（内閣府・文化庁・観光庁）

国の特別史跡である宮崎県の「西都原古墳群」について、その歴史的価値から世界遺産登録に向けた機運が高まっており、世界遺産暫定一覧表に記載されたい。

さらに熊本県の「阿蘇」についても構成資産の文化財指定（選別）等に継続的に取り組んでおり、世界遺産暫定一覧表に記載されたい。

### (6) カジノを含む統合型リゾート（IR）事業の長崎県佐世保市へのIR整備区域認定の実現（内閣官房・国土交通省・観光庁）

カジノを含む統合型リゾートは、国内外の旅行者を増やす有力な観光資源である。東京・大阪等を巡るルート（ゴールデンルート）以外の特に大きな伸びしろが見込まれる地方に導入することで、豊富な観光資源を活用しながら雇用創出や交流人口拡大が図られ、地方創生につながるものである。

九州では長崎県が申請を予定しているが、集客マグネットである長崎IRが実現することで、IRの経済効果を九州全域へ波及させ、国際競争力の高い魅力ある九州全

体の周遊型観光の起点となること及び地域経済の振興が期待される。

については、地域バランスも考慮した地方都市への I R 導入、さらには長崎県・佐世保市への I R 整備について検討されたい。

## **2. 農商工連携の推進**（経済産業省・農林水産省）

九州の一次産業の生産額は全国の約 2 割と大きなウェイトを占め、特に南九州はわが国の「食料供給基地」としての役割を担っており、二次産業として食品加工業も盛んである。

こうした強みを活かし、地域産業のさらなる活性化につなげるためにも、各地の一次産品の高付加価値化を促す農商工連携や 6 次産業化の推進を図られたい。

また、九州の安全で優れた製品の海外市場への販路開拓や輸出促進、そのための助成事業等、各種支援施策を拡充されるとともに、ジェトロが設置した「日本食品海外プロモーションセンター(J F O O D O)」活動の周知を強化し、事業者の利用を促進されたい。

また、世界に向けて日本産食材の安心・安全をアピールするためにも、農水産物の安全性を示す認証の取得(グローバル G A P や J G A P など)は、小規模な農林水産業者にとって、かなり高いハードルとなっているため、認証取得の支援の充実を図られたい。

更に、国産木材の高付加価値化や利用拡大に向けた施策の拡充、漁港施設の整備・高度化に対する支援の強化などを含め、商工業者との連携が促進できる基盤整備を図られたい。

## **3. 本社機能・研究開発拠点・政府機関の地方への立地促進**（内閣府・各府省庁）

東京一極集中の是正や地方創生の観点から、大都市圏に集中する企業の本社機能・研究開発拠点などの地方への立地促進について、初期投資に対する国の助成制度の創設や税制の優遇などによりさらに強力的に実施されたい。あわせて、地方に移転した企業や地方での起業に取り組む都市圏の若手起業家等が円滑に事業展開できるよう、中小企業に対する研究開発支援の強化、教育機関の充実、若手起業家に対する移住定住支援制度の創設など、受け皿体制の整備に取り組まされたい。あわせて地方における受入れ環境の十分な整備が図られるよう、空き家・空き店舗を活用した起業促進のための改装・改修費用にかかる地方自治体への補助制度の創設、企業立地がなされた地方自治体への交付税措置の拡充を講じられたい。

また、政府機関の地方移転については、平成 2 8 年 3 月に決定した「政府関係機関移転基本方針」にもとづいて着実に実施するとともに、今後も継続して検討を進められたい。

## **4. 大規模小売店舗等の商工団体加入など地域貢献に対する指導・支援について**

大規模小売店舗や県外小売事業者等は地域商工業者としての意識が薄く、商工団体への入会協力が得られない状況。大規模小売店舗等に対する、まちづくり活動参加や商工団体加入など地域貢献に対する指導・支援の強力な推進。

### III. 競争力の強化や安全安心の確保に資する社会資本整備

#### 1. 社会資本の整備促進

(1) 産業競争力の強化および災害時の多重性を確保するための道路インフラの整備  
(※詳細は別紙1参照) (国土交通省・財務省)

高規格幹線道路は、地域連携の強化や産業の振興とともに大規模災害時におけるリダンダンシーの確保の上で重要なインフラであり、ミッシングリンクの解消を着実に進めるとともに暫定2車線区間の早期4車線化を見据え、交通状況や地形などの条件を踏まえた付加車線の設置を図る必要がある。あわせて、高規格幹線道路と一体となって高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路や日常生活に密着した国道等の整備も不可欠であり、早期整備を図りたい。

##### ①東九州自動車道

(清武南～日南北郷、日南東郷～南郷、奈留～串間～夏井および夏井～鹿屋串良の早期完成、南郷～奈留の早期事業化、清武南～日南北郷の完成予定年度の早期公表、苅田北九州空港～速見および大分宮河内～清武南など暫定2車線区間の早期4車線化および休憩設備のさらなる充実)

##### ②九州横断自動車道・延岡線 (通称：九州中央自動車道)

(矢部～五ヶ瀬東、高千穂～雲海橋及び平底～蔵田の早期事業化、山都中島西～矢部および高千穂日之影道路の早期完成、五ヶ瀬高千穂道路の整備促進、九州中央自動車道とアクセス道路等の重要物流への指定)

##### ③九州横断自動車道・長崎大分線 (芒塚～長崎の4車線化の早期完成)

##### ④南九州西回り自動車道 (水俣～出水および阿久根～薩摩川内水引の早期整備)

⑤西九州自動車道 (二丈鹿家～浜玉の4車線化、伊万里東府招～伊万里西、伊万里西～山代久原の早期整備着工、佐々～佐世保大塔の4車線化および松浦～佐々の整備促進)

##### ⑥那覇空港自動車道 (那覇市鏡水～豊見城名嘉地の整備)

##### ⑦沖縄自動車道池武当地区への高速道路インターチェンジの設置

##### ⑧地域高規格道路・主要国道の整備

(2) 物流効率化を担う大型トラック・トレーラーの運行環境の整備 (国土交通省・財務省)

物流の効率化およびドライバー不足の解消を実現するために、25m級連結トラックの走行実証実験や大型トレーラーの走行に関する規制緩和が進められている。

これらトラック等の運行について、ドライバーの連続運転時間に制限が設けられており、長距離を運行する場合は途中休憩を取得する必要がある。しかし高速道路のサービスエリアやパーキングエリアの大型トラック等の駐車スペースは不足し、25m級トラックに対応していない箇所も多数存在する。これらの車両に対応する駐車スポットについて整備・増設を行い、運行環境を整備されたい。

### (3) 新幹線および主要鉄道網等の整備 (※詳細は別紙1参照) (国土交通省・財務省)

新幹線ならびに鉄道網の整備は、域内外の産業・観光など各般にわたる交流を増大し、地域の一体的な発展と振興を図るもので、早期に整備されたい。

九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)は令和4年度、武雄温泉駅で乗り換えとなる暫定的な開業となっており、新幹線効果を最大化するために、全線フル規格により整備されたい。その際整備費について、沿線自治体に過度な負担が生じないよう、既存の財源負担スキームの見直しも併せて検討されたい。

また、沖縄都市モノレールは運行区間が限られており、沖縄県における全県的交通の渋滞緩和や環境対策、利便性向上への対応が必要である。

①九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の早期整備と全線フル規格化および、沿線自治体に過度な負担が生じないよう既存の財政負担スキームの見直し

②東九州新幹線の整備計画線への格上げ及び早期着工

③沖縄都市モノレールの中部等への延伸

④在来線の整備

ア) 日豊本線の高速・複線化

イ) JR佐世保線等の輸送改善(肥前山口駅～武雄温泉駅全区間の複線化)

ウ) 久大線、豊肥線を活用した中九州地域周遊列車の運行実現

エ) 福北ゆたか線と福岡市地下鉄の接続

オ) JR筑肥線の複線化促進と強風対策強化

⑤地方路線の維持・存続

### (4) 主要空港の整備 (※詳細は別紙1参照) (国土交通省・財務省)

空港は、国内外との交流によって九州の潜在能力を引き出し、競争力を高めるとともに、地域に大きな経済波及効果をもたらすもので、主要空港の早期整備を図られたい。

とりわけ福岡・那覇の両空港は円滑に発着できる処理容量を超え、九州ひいては西日本の発展に影響を及ぼす。増大する航空需要に十分に対応できる能力の確保が喫緊の課題であり、一刻も早い整備が不可欠である。

①福岡空港の滑走路増設および平行誘導路二重化の早期整備

②那覇空港の第2滑走路増設の早期運用開始、新旅客ターミナルの移設整備及び2次交通等の整備

③北九州空港の滑走路3,000m化の早期実現、福岡空港との役割分担と相互補完

④九州佐賀国際空港の滑走路2,500m化の早期実現

⑤阿蘇くまもと空港へのJR豊肥線の延伸等交通アクセスの早期整備、広域防災拠点としての機能強化

⑥鹿児島空港の運用時間の延長等、利用者の利便性向上

⑦沖縄県の地理的状況を踏まえた新規路線の開設促進

⑧CIQ機能の拡充強化と地方自治体への権限の委譲

## (5) 主要港湾の整備 (※詳細は別紙3参照) (国土交通省・財務省)

九州の各港湾が国際競争力を維持し、地域の産業・経済の活性化のためには、アジアの物流拠点としての大水深港湾、中核港湾の機能整備が必要不可欠である。九州地域の発展の基盤となる各港湾の機能整備を図りたい。

### ①国際拠点港湾・日本海側拠点港・博多港の整備促進

#### ア) アイランドシティ地区における国際物流拠点の形成

- ・コンテナターミナルの整備推進及び背後における臨海部物流拠点の整備

#### イ) 都市部ふ頭地区における国際物流・人流機能の充実強化

- ・中央ふ頭におけるターミナル機能の強化、岸壁等の整備
- ・須崎ふ頭における岸壁、泊地及び中央航路の整備によるバルク貨物の輸送効率化

### ②国際拠点港湾・日本海側拠点港・北九州港地区の整備促進

#### 関門航路の水深-14m化

### ③日本海側拠点港・長崎港・佐世保港の整備促進

#### 松が枝国際観光船ふ頭の2バース化の早期事業化

### ④九州内にある重要港湾の整備

## (6) 大規模災害からの道路・鉄道などのインフラの早期復旧 (※詳細は別紙1参照) (国土交通省・財務省)

①熊本地震により大きな被害を受けた、熊本と大分を結ぶ大動脈である国道57号(現道、北側復旧ルート)について、引き続き、早期完成に向けた整備促進を図りたい。また国道325号をはじめ損壊した道路や橋梁等についても、早期復旧いただきたい。

②JR豊肥本線(肥後大津～阿蘇間)の早期復旧を強力に支援していただきたい。

③九州北部豪雨により大きな被害を受けた、福岡県と大分県を結ぶJR日田彦山線(添田～夜明間)の早期復旧を強力に支援いただきたい。

## (7) 防災・減災への対策の推進 (国土交通省・財務省)

大規模自然災害が多発・激甚化する中、自然災害の多い九州においては、災害に強い社会づくりが重要であり、地域の防災・減災に不可欠な社会資本整備を推進されたい。さらに、大規模災害等に備え、防災・減災の観点を含む代替性・多重性の確保をはじめ、災害に強いインフラ整備を推進していただきたい。

- ・大分臨海部・宮崎沿岸部の地震・津波対策への早期支援強化

## 2. 真に必要な社会資本整備の促進と修繕・補修による安全性確保 (国土交通省・財務省)

地方では少子高齢化・人口減少や過疎化などによる財政的な制約が厳しさを増す中で、地域活性化や国際競争力強化を図り、持続可能な地域社会をつくるため、その基盤となるインフラの整備・有効活用が不可欠である。

については、真に必要な社会資本整備(高規格幹線道路のミッシングリンクの解消、

整備新幹線の早期完成、地域公共交通の維持・再生など)のさらなる促進を図られたい。また、老朽化の進む道路・橋梁、港湾施設等の産業インフラについて、緊急性の高い箇所を優先した修繕・補修による安全性確保と防災対策を推進されたい。

なお、地域の活力の維持・増進の観点も踏まえ、災害や緊急時への対応が可能な地場企業への受注機会の拡大ならびに原材料価格の上昇、人手不足に伴う人件費高騰などを踏まえた適正価格での発注について配慮されたい。

### 3. 地域活性化に資する法整備・開発構想等の推進

#### (1) 下関北九州道路の早期実現 (国土交通省)

関門トンネルおよび関門橋は本州と九州を繋ぐ物流・人流の大動脈で、災害等で遮断された場合の経済損失額が年間約14兆円とされるなど、極めて重要な道路である。また、供用開始から長期間が経過し、老朽化による補修工事で通行止めが頻繁に行われている。

したがって、関門地域の円滑な交通に資する新たな広域ネットワーク機能や災害時におけるリダンダンシーを確保できる下関北九州道路は必要不可欠である。

関門地域の一体的発展と九州と本州を結ぶ広域道路ネットワークの要としての役割を担う下関北九州道路の調査検討についてスピード感を持って推進されるとともに早期実現を図られたい。

#### (2) 島原・天草・長島架橋構想および九州西岸軸構想の推進 (国土交通省)

島原・天草・長島架橋は、九州縦貫・九州横断・東九州・西九州各自動車道など九州の外周を大きく一周する高速交通体系とともに有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域的交通網を形成するもので、九州西岸軸構想の中核をなすものである。

また、九州西岸軸構想は、長崎市から長崎県島原半島、熊本県天草、鹿児島県長島出水地域を経て鹿児島市に至る九州西岸地域の連携と交流を促進し、農林水産業の供給基地、交流・物流拠点、広域観光ルートの形成など地域の一体的な活性化を図るものである。

国土形成計画及び九州圏広域地方計画にもとづき、島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の早期実現を図られたい。

- ① 島原・天草架橋および天草・長島架橋建設に資する調査の再開
- ② 島原道路の整備促進および島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施
- ③ 島原天草長島連絡道路の計画段階評価の早期着手

#### (3) 太平洋新国土軸構想および豊予海峡ルートの実現 (国土交通省)

豊予海峡ルートは、多軸型国土の一翼を担う太平洋新国土軸の形成に不可欠な海峡横断プロジェクトであり、災害時におけるリダンダンシーの確保の面からも極めて重要である。さらに、自立的な広域国際交流圏の形成とともに、西瀬戸地域全体の広域経済文化圏の構築に大きく寄与するものである。

については、太平洋新国土軸構想を形成する豊予海峡ルートの実現に繋がる技術開発

や調査研究を積極的に推進されたい。

#### (4) 地域連携軸「東九州軸」の振興（国土交通省）

「東九州軸」は下関北九州道路や豊予海峡道路により中国・四国地域との連結的機能も有し、かつ太平洋新国土軸や西日本国土軸等の受け皿としても重要な位置づけにある。「東九州軸」の振興のため、以下の事項を推進されたい。

- ① 「東九州軸」形成の基盤となる高速交通体系としての東九州自動車道の早期整備ならびに4車線化の推進、九州中央自動車道および両道へのアクセス道路の整備促進
- ② 東九州地域の工業・観光等の産業振興、活性化の推進
- ③ 日豊本線の高速化及び新型車両導入の促進
- ④ 「東九州新幹線」構想実現のため、基本計画路線から整備計画路線への格上げと必要な財源の確保

以上